

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第12号
事故等種類	釣り筏損傷
発生日時	平成24年7月16日（月、祝日） 04時30分ごろ
発生場所	福井県小浜市松ヶ崎南方沖 福井県おおい町所在の赤礁埼灯台から真方位049° 2,700m 付近 （概位 北緯35° 32.4′ 東経135° 41.6′）
事故等調査の経過	平成25年1月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 石原丸、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	251-1490福井、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 釣り筏 アンカーロープ切断
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、松ヶ崎南方沖を手動操舵によって約4ノットの対地速力で南南東進中、右舷船首方から接近する2隻の漁船のサーチライトで照らされて眩惑された状態となり、平成24年7月16日04時30分ごろ、釣り筏を固定していたアンカーロープに接触し、同ロープを切断した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：04時54分
その他の事項	本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約2.0mであった。 船長は、本事故発生場所付近の航行経験が月に3回程度あり、釣り筏があることを知っていた。 釣り筏は、縦約10m、横約10m、海面上の高さが約1mであり、アンカー及びアンカーロープで固定されていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、松ヶ崎南方沖を南南東進中、船長が、右舷船首方から接近する2隻の漁船のサーチライトにより、眩惑された状態で航行したことから、釣り筏を固定していたアンカーロープに接触し、同ロープを

	切断したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、松ヶ崎南方沖を南南東進中、船長が、右舷船首方から接近する2隻の漁船のサーチライトにより、眩惑された状態で航行したため、釣り筏を固定していたアンカーロープに接触したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・サーチライトで照らされて眩惑された状態となったときは、停船するなどして回復を待つこと。